

第十八条第一項第一号中「九千四百円」を「九千三百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該承認の申請を行う場合（次号において「電子申請の場合」という。）にあつては、八千七百円）」に改め、同項第二号中「十二万一千三百円」を「十二万七百円（電子申請の場合にあつては、十一万八千八百円）」に改める。

（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第九条 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第四号中「及び船用品目録」を「、船用品目録、旅客氏名表及び乗組員氏名表」に改め、同表第六号を次のように改める。

六 削除

別表第七号中「第十五条第四項」を「第十五条第五項」に改め、規定による入港届の下に「並びに旅客氏名表及び乗組員氏名表（船舶に係るものに限る。）」を加える。

（相殺関税に関する政令の一部改正）

第十一条 相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項ただし書中「提出した場合」の下に「、又は当該輸入貨物若しくはこれと同種の貨物を輸入した生産者が、当該輸入貨物及びこれと同種の貨物に係る当該生産者の事業のうち主たる事業が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産である」とについての証拠を提出した場合」を加える。

（不当廉売関税に関する政令の一部改正）

第十二条 不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書中「提出した場合」の下に「、又は当該輸入貨物を輸入した生産者が、当該輸入貨物及びこれと同種の貨物に係る当該生産者の事業のうち主たる事業が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産であることについての証拠を提出した場合」を加える。

（弁理士法施行令の一部改正）

第十二条 弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「関税定率法施行令（昭和二十九年政令第二百五十五号）第六十一条の三第一項に規定する権利者」を「関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第二十一条第四項に規定する特許権者等」に改め、同条第一号中「明治四十三年法律第五十四号」を削り、「第六項及び第七項」を「から第六項まで、第八項及び第九項」に改め、同条第二号中「関税定率法施行令」の下に（昭和二十九年政令第二百五十五号）を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令目次の改正規定、同令第八章の章名を削る改正規定、同令第八十二条の次に章名を付する改正規定、同令第八十三条の改正規定及び同令第八十五条の改正規定（第九十五条第三項）を「第九十五条第四項」に改める部分に限る。）は同年十月一日から、第三条中関税暫定措置法施行令別表第一の改正規定は同年五月一日から施行する。

（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の際に収容されている貨物に係る収容課金又は当該貨物の保管に要した費用でこの政令の施行前に対応するものの計算については、なお従前の例による。

（関税暫定措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第六条第一項に規定する石油化學製品の原料として平成十六年三月三十一日までに使用された同項に規定する揮発油等に係る関税の還付については、なお従前の例による。（税関手数料令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この政令の施行前に第五条の規定による改正前の税関手数料令（以下「旧手数料令」という。）第九条第三項の規定により納付された平成十六年四月分の保税蔵置場、保税展示場、保税工場若しくは総合保税地域（以下「保税蔵置場等」という。）の許可又は旧手数料令第八条第一項第二

号に規定する工場の承認に係る手数料の額が第五条の規定による改正後の税関手数料令（以下「新手数料令」という。）の規定により納付すべき同月分の保税蔵置場等の許可又は新手数料令第八条第一項に規定する工場の承認に係る手数料の額を超えることとなる部分の額は、新手数料令により納付すべき同年五月分のこれらの手数料の額に充当する。

この政令の施行前に旧手数料令第十四条第三項の規定により前納された平成十六年四月分以後の保税蔵置場等の許可又は旧手数料令第八条第一項第二号に規定する工場の承認に係る手数料の額が新手数料令の規定により納付すべき当該前納した期間についての保税蔵置場等の許可又は新手数料令第八条第一項に規定する工場の承認に係る手数料の額を超えることとなる部分の額は、新手数料令の規定により納付すべき当該前納した期間後の月分のこれらの手数料の額に順次に充当する。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第五条 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条 第六条第一項及び第二十条第一号中「掲げる要件」を「定める要件」に改める。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第六条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

第六条第一項第一号中「構造改革特別区域」を「構造改革特別区域（法第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。以下同じ。）」に改め、「関税法」の下に（昭和二十九年法律第六十一号）を加え、同条第二項中「内閣総理大臣の認定」の下に（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。次条において「認定」という。）を加え、同条を第五条とし、第七条から第九条までを一條ずつ繰り上げる。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第六条 第六条第一項及び第二十条第一号中「掲げる要件」を「定める要件」に改める。

別表（第八条関係）

番号	事業の名称	関係条項
一	土地開発公社が所有する区域内造成地の賃貸事業	第六条

番号	事業の名称	関係条項
一	土地開発公社が所有する区域内造成地の賃貸事業	第六条

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十六年三月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百八号

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一一部を改正する法律（平成十六年法律第十七号）の施行に伴い、並びに同法附則、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の規定に基づき、この政令を制定する。